

受付番号

--	--	--	--	--	--	--

神戸空港島多目的広場使用料減免申請書（市民スポーツ）

令和 年 月 日

株式会社こうべ未来都市機構
海上アクセス事業部 宛

下記のとおり使用料の減免を受けたいので申請します。

使用日時		令和 年 月 日 (曜日) <input type="checkbox"/> 8 : 4 5 ~ 1 2 : 4 5 <input type="checkbox"/> 1 3 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0
使用競技		<input type="checkbox"/> 軟式野球 <input type="checkbox"/> サッカー <input type="checkbox"/> その他 ()
使用責任者	チーム名	<input type="checkbox"/> 神戸市少年団 <input type="checkbox"/> () 少年野球連盟 <input type="checkbox"/> 神戸市サッカー協会
	フリガナ	
	氏 名	(印)
	生年月日	年 月 日
	フリガナ	
	住 所	
	連絡先	電話 () Eメール
減免申請理由		<input type="checkbox"/> 非営利の利用であり、スポーツの振興に資するため <input type="checkbox"/> 神戸市内小学生の健全な育成に資するため

(裏面)

注意事項

1. 使用者は施設を使用する時は、必ず許可書を携行し、管理者から許可書の掲示を求められた場合は速やかに提示してください。
2. 使用対象はスポーツの練習及び試合に限ります。
3. 使用者は事前に申請した使用目的以外に施設等を使用することはできません。
4. 利用者都合によるキャンセルは、利用日の5営業日前(受付時間平日9:00~16:30)までとし、4営業日前以降のキャンセルは、キャンセル料として使用料と同額を徴収します。キャンセルの場合は、事前に必ず連絡をお願いします。なお、無断キャンセルの場合には、今後の利用をお断りする場合があります。
5. グラウンドの使用時間は、午前午後ともに4時間以内です。
使用時間には、準備・終了後の片付けに要する時間も含まれます。
使用時間終了後はグラウンドおよび専用駐車場から速やかに退出してください。
6. 使用者は施設の使用を終了したときは、速やかに管理者に届け出て、その点検を受けてください。
 - ①使用後は、必ずグラウンドの整地を行ってください。降雨等によりグラウンドコンディションが良くない場合は、特に丁寧な整備をお願いします。
 - ②使用後は、利用した施設の整理・清掃及び器具等の整頓を行ってください。
(器具・備品等が濡れている、または汚れている場合は拭き取ってください。)
7. 雨天等グラウンドの状況によっては使用できない場合もあります。
8. 使用者間での使用権利の又貸しはできません。
9. 施設を損壊し、または滅失したときは、速やかに管理者に届け出て、その指示に従ってください。
10. 広場所有者および管理者はグラウンド内および専用駐車場内での事故、盗難については一切の責任を負いません。
11. 第三者に迷惑をかけないよう必要な注意を払うこと。万一、第三者に損害を及ぼした場合には、使用者の責任となります。第三者への対応を行ってください。
12. スポーツ安全保険(傷害保険、賠償責任保険)等になるべく加入してください。
13. 使用者は次に掲げる事項を遵守してください。使用者の行う行事等のために入場する関係者等も同様とします。
 - ①許可を受けた場所以外に立ち入らないこと。
 - ②許可を受けた施設以外の設備を使用しないこと。
 - ③火災、盗難の発生予防に留意すること。
 - ④金具式スパイクを使用しないこと。
 - ⑤管理者の指示に従うこと。
14. 施設内は禁煙です。
15. 管理者が認めた範囲以外での飲食は禁止です(但し、水・スポーツドリンク等は良い)、飲酒も出来ません。
16. 施設内での飲食物・物品の販売等はできません。
17. ゴミ等は、各自でお持ち帰りください。
18. 金網、バックネットに向かって直接、ボールを当てる行為(投球やバッティング等)は行わないでください。
19. 鳴り物・楽器の使用は禁止です。
20. 広場専用駐車場の利用は広場利用者および関係者(見学、送迎を含む)に限ります。
21. 広場使用時間中の車両の出入りは特段の理由がない限り認められません。
22. 広場専用駐車場内は徐行で通行し、指定された範囲に駐車してください。
23. 広場周辺道路上は駐車禁止です。収容可能台数を超える車両については、近隣の駐車場をご利用ください。
24. 前各号に定めるもののほか、広場の管理上支障がある行為は禁止です。
25. 暴力団の活動に利用されることにより当該暴力団の利益になると認めるときは、利用の許可をせず、又は既にした利用の許可を取り消します。また、その判断にあたっては、兵庫県警察本部長の意見を聴くことがあります。